

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-5）

2. 日時

令和3年4月22日（木） 13時20分～14時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、田邊  
専門職、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

清水検査技術専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他20名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

6. 配布資料

資料1：MSR-21-032 7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回  
補正申請書での反映箇所

資料2：MSR-21-033 7次申請 第1回補正申請書における自主的な修  
正箇所

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁アリタです。ただいまより三菱原子燃料の第7次設工認の面談を始めます。
0:00:11	本日の面談は、令和3年2月22日付で申請があり、令和3年4月16日付で第1回は補正申請があった三菱原子燃料第7次申請についての事実確認です。
0:00:30	本日は、まずこれまでの面談の指摘を踏まえた形で補正が出てきておりますので、
0:00:39	そのコメントをまとめた配付資料というのをもらっておりますので、その配付資料とプラス補正申請、それらに基づいて事実確認を進めていきます。
0:01:14	規制庁のヨシムラです。ちょっと最初に地震関係の
0:01:20	確認事項を5点ほどお伝えしたいと思います。
0:01:30	基本的には
0:01:32	後日書面で回答いただければと思いますが必要な箇所は、
0:01:38	今後の補正で反映をして、
0:01:41	いただきたいと思います。
0:01:43	また格好で確認事項がありましたら、私のコメントを申し上げた後に、
0:01:52	ポイントだけ確認いただいても結構ですのでお願いします。
0:01:57	それでは一つ目なんですけれどもこれは前
0:02:03	更問になりますけれども前回の30823123で、
0:02:09	ただ搬入コンベアの転倒防止部。
0:02:13	続いて、いわゆる本体側のGuide聞いて言われる部分の
0:02:19	計算結果を追加していただくことになってますが、
0:02:24	今回の計算、
0:02:28	修正案の修正版では、
0:02:31	その具体的な箇所、私のちょっと見たのは、建設設の31-7表。
0:02:38	の方だったんですが、ちょっとこちらにGuide気が見当たらなかったんで確認をお願いしたいと思います。
0:02:47	それでは
0:02:48	基本的にはですね今回ガイドキーを追加したということは、いずれも
0:02:56	今回新設つう補強の補強部材になってますので、基本的には、いずれのケースもここに載せていただきたいと思いますという趣旨です。
0:03:06	そういう、そういった意味で
0:03:11	ルールがずっと図面のほうなんですけれども、今回図面の修正案が出てますが、

0:03:18	転倒防止部のレールが表た評価対象から削除されてますので、これは具体的に耐震評価を行った部位については、
0:03:30	記載するようにはしていただきたいと思います。
0:03:33	ちょっとついでにもうちょっともう1点あるんですけど、この
0:03:40	今回新たな搬入コンベヤを耐震計算書に載せていただきたいという。
0:03:46	お願いした趣旨はですね、これは、転倒防止部っていうのは、
0:03:50	閉じ込め機能のところでは評価されてたので、これはいずれの
0:03:54	部位についてもこれは耐震評価の対象部位だということで、こちらのほうに載せていただいています。
0:04:00	したがってこの耐震計算書の中で、転倒防止構造。
0:04:06	そういった別が起因している、ちょっと意味合いがよくわかりませんのでこれは基本的には両方とも耐震
0:04:13	耐震受振に対する追加Vですので、基本的には同一の取り扱いだと思いますので、ガイド機レール含めて耐震評価という形でちょっと整理の仕方もちょっと検討していただきたいと思います。
0:04:31	これって目です。次が2点目なんですけど、
0:04:35	これは前科E-3083番の更問になります。
0:04:41	これは典設設の3-2表、
0:04:46	添付書類の
0:04:47	争点建設設3-2表の、いわゆる設備機器の設計用標準振動という
0:04:55	ことがこれは一般設備が対象になってますが、
0:05:01	これが載せられてこれに
0:05:04	この数字自体は事実見ていただの出て見ていただくわかる通りこれは設計用として
0:05:11	一部、浅部じゃありませんから一部保守的に数値が丸められています。
0:05:17	したがって今回剛心ccを対象とした数式に基づいて計算値を括弧書きで追加いただいていますけど、
0:05:26	これ相対的な比較として
0:05:31	一般機器の耐震評価ちょっと
0:05:35	今回計算された評価値というのは相対的に一致するものにはなってません。
0:05:42	で、これは
0:05:50	どちらが妥当なのかという。
0:05:52	どちらが妥当かという判断ちょっとこちらつきにくいのでまず基本的に今回の申請で、

0:06:00	適用した設計震度ですね、そのところがまず妥当であることをまず確認いただいて、
0:06:08	記載をそういう観点で見直していただきたいと思います。
0:06:13	逆に言えば不要な記載は特に私どものほうで今確認はできませんので、今回の申請で使われた数値について妥当性を確認の上記載をしていただきたいと思います。
0:06:27	第2点目です。
0:06:30	それから、あと3点目なんですがこれは前回の3088番。
0:06:37	の
0:06:42	図番でいいますと図ト設の
0:06:44	この23のところの廃棄物貯蔵設備
0:06:49	(1)という
0:06:53	図面タイトルで内容的にはワイヤー固定ボルトが保管エリアの外周部に設置して、
0:07:04	転倒防止、
0:07:06	もしくは飛散防止の対策をするという設計になってます。この対応をこの図面から見る限りは、これはあくまでも全量保管時に、
0:07:17	周辺のみしか固定ボルトが見え見当たりませんので、
0:07:23	これは全量保管をしてる時の対応になりますので、
0:07:29	これ実際には準じ貯蔵していくという手順になりますが、この手順がどうなっているのか。
0:07:36	それから保管のそれぞれの各段階で、
0:07:40	固定措置っていうのはどうやって確保されているのか。
0:07:44	現在の設計の中身だけではちょっと判断できませんので、説明をお願いしたいと思います。
0:07:53	か続けて確認事項を申し上げます。次4点目なんですが、
0:07:59	これは図面の記載が非常にちょっとわかりづらい設備がありますのでそれについてちょっととして期待したいと思います。
0:08:08	ものはですね、いわゆる非常用ディーゼル発電機の切替配電盤っていうのが、
0:08:18	追表とそれから図面で言うと図イ設-6に
0:08:24	あります。
0:08:28	これをどう見た限りはですね。
0:08:31	実際への切り換え配電盤というものがどういう構成になっているのか。

0:08:40	ちょっと仕様書の記載内容それから図面上の記載を照合しても、具体的にその切換配電盤の。
0:08:51	構成、それから位置・構造というものが十分確認できるような記載になってません。
0:08:56	何点かありますが、ただちょっと代表的なことを言いますとまず
0:09:02	これはちょっと図面上というよりも、申請範囲の問題ですが、
0:09:09	1707 ページその他構成機器に切換器とか、
0:09:14	配線用
0:09:16	遮断器というのがありますが、
0:09:20	これが付加系統図例えば綴りK-4の負荷系統図見ても、今回、この
0:09:26	深けれ東三中の今回の申請範囲に含まれていません。
0:09:32	それから図面上のでわかりにくい点申し上げますと例えば 1700
0:09:39	8 ページの 8.2 の接合にこれはあの適合性説明書のほうですが、
0:09:46	切り換え配電盤は電気回路を構成躯体で多くという記載がありますが、
0:09:54	図イ設の図面を見ると構成躯体の外側に足で切り換え配電盤というのがあります。
0:10:02	この電気幾何移動それから構成躯体それから全体的なフレーム。
0:10:09	そういったものの位置関係がこれでわかりません。
0:10:16	合わせて切替配電盤っていうのは、F1 竜巻に耐えるようにボルトで固定するとなりますが、
0:10:26	図イ設に図面にありますけど、昇等を意味してるのかわかりません。
0:10:33	それから図イ設、これ 2231 ページの図面なんですけど、
0:10:39	常務のほうに、いわゆる平面つうフレーム構造の平面図が載ってますが、
0:10:46	この平面図が立面図状のどの断面を切った図なのかわかりません。
0:10:52	そういう観点から、
0:10:55	切り換え配電盤等フレームがどの位置で接続しているのか。
0:11:02	接続するかどうかどうなってるのかもわかりません。また、
0:11:08	構成区
0:11:10	向性筐体/Aとどのように固定するのか、図面上からわかりません。ちょっと今、
0:11:19	気がついた入る申し上げましたが全般的にこの図面わかりづらいので、
0:11:24	記載内容が十分説明できるように、再検討していただきたいと思います。
0:11:30	次、
0:11:32	5 点目、申し上げます。
0:11:36	これは天井クレーン、天井走行クレーン、原料貯蔵所、

0:11:42	25トンの天井走行クレーンがございます。図面で言いますと、1920 ページのⅡ併設
0:11:49	ー3 に天井クレーンの通電がありますが、その中に、
0:11:55	脱落防止板というものがついています。
0:12:00	所脱落防止板はどういう機能を持たせて
0:12:07	設計されているのか。
0:12:09	それと、この脱落防止板の強度というのは、
0:12:15	何をベースに、
0:12:16	例えば地震時にここ、
0:12:19	クレーンが脱落してここに当たるという前提で共同検討しているのか。
0:12:24	どういう前提でこの強度が継続可能。
0:12:28	確保されているのか。
0:12:30	合わせていいますと走行レール自体はいいの評価が今回示されてませんので、
0:12:37	走行レール自体の強度確認されているのか、そういうもしくは今日走行レールの
0:12:44	それから車輪部分の強度は保証せず、脱落防止板で、
0:12:50	脱落を担保する設計になってるのかちょっとわかりませんので説明をお願いしたいと思います。
0:12:57	以上です。一応
0:13:00	確認事項がございましたら、
0:13:04	お願いしたいと思います。
0:13:10	はい。
0:13:12	三菱原子燃料ナカムラです。
0:13:14	確認をさせていただきたいと思います。まず一つ目のご質問に対してですが、ちょっと耐震評価部位ですね、
0:13:27	ガイドキーと転倒防止部を分けたようにちょっと表記しておりますので、同じように耐震部位として、
0:13:37	記載したほうがいいという、
0:13:39	その方が、見やすいということで、こちらのほうに、
0:13:43	するという
0:13:45	ことでよろしかったでしょうか。もう一つですね、2 点目なんですけれども、
0:13:53	相対的でないということで、相対的でないこと
0:14:01	に対して、それがその数値を使っていいのかという。
0:14:06	ことで、

0:14:11	事業者の方がその妥当性を確認すればいいということによろしいのでしょうか。また今回採用した数値だけについて、それを確認すればよいということによろしいでしょうか。
0:14:24	以上、ちょっと確認したいことです。
0:14:30	規制庁ヨシムラです。まず第1点目なんですが、いわゆるガイドキーと。
0:14:37	これ、図面上転倒防止部って言ってますが、
0:14:43	これはですね…ここで図面上で言っている転倒防止部とガイドキーがワンセットになってこれは地震時の転倒防止を
0:14:52	行う構造になってるわけですよ。基本的に、逆に言うとこれを私自体は分ける理由がわかりません。
0:15:00	基本的にはこれは耐震評価部位ということで、
0:15:04	統一して取り扱っていただいたほうがいいかと思います。
0:15:11	それからもう1点ありました
0:15:17	いわゆる
0:15:19	もともと出ている。
0:15:22	一般設備を対処対象とした
0:15:27	局部震度法の
0:15:29	設計加速度と、今回改めて計算し直した
0:15:34	剛心支持があるときの計算ですがこれは、
0:15:40	まずですね、今回使われている箇所っていうのは、
0:15:48	私も確認した範囲では
0:15:54	2類の上部の方だったと思います。
0:15:59	それ以外にあれば何とか基本的にはですね、今回使われたところで、
0:16:06	実際に使っている数値について、基本的には妥当性を示していただくのがいいかと思います。
0:16:13	それ以外の部分ですね例えばほとんど剛心支持をした場合のケースと支持してないケースで、
0:16:21	数値的に差がないようなところがありますが、それは妥当かどうかっていうのは、今ここで判断できません。
0:16:30	したがって、基本的にはつく今回使われたところの数値が妥当であるかということをもっと説明していただきたいと思います。
0:16:44	はい。
0:16:46	三菱原子燃料ナカムラです。申し訳ございません。最後のほうですね、少し聞き取りにくくてですね、資料とところだけに対して以降がちょっと小さくなって聞こえにくかったのもう一度お願いします。

0:17:05	規制庁のヨシムラです。
0:17:08	基本的に今回申請書の中で使われてる加速度についてその妥当性を示していただきたいと思います。
0:17:24	三菱原子燃料ナカムラです。承知いたしました。
0:17:37	アリタです。ではまず私から竜巻の関係で3点お伝えしたいと思います。
0:17:47	これも書面で回答していただければ構いません。一つ目。
0:17:51	947 ページの燃料棒貯蔵設備燃料棒構内運搬車という設備なのですが、歩行見ると、99. 設さんという設計はもうでF3 竜巻による屋根の
0:18:07	損傷を考慮してって書いてるんですが、この建物で工場棟成型工場などで屋根が損傷しなかったかと思います。
0:18:18	もうでもなんでこれは超えているのかという御説明書資料と、あともしその屋根以外のものが損傷するっていうんであればそれ合わせて他のこういった例がないのかもあわせて整理して説明をお願いします。
0:18:33	二つ目、関連するところなんですけど 3274 ページ、ここにF3 竜巻で屋根が損傷する建物には何たらかんたらと書いているんですか。
0:18:46	そんなんで。
0:18:49	ここの、ここに書いている。
0:18:51	一覧建物の記載を見ると放射線管理施設とは書いてないんですけど、放射線管理施設等の1次町当初って部屋、そこを読めばと思うので、これは書くべきかと思います。あとさっき指摘した加工と加工棟成型工場の全室をここも
0:19:10	屋根カバー類は他のところでもし損傷してF3 竜巻の考慮が要るんであれば、ちょっとそこもあわせてこの説明書のところにちゃんと書いていただきたいなということで、
0:19:20	お願いします。
0:19:22	三つ目ですか。3278 ページ。
0:19:28	ここの辺でも竜巻の対策として書いてるんですねいろいろ書いているんですが、
0:19:36	6次設工認の説明書ではこの同じ章のところにレールとかストッパ後落下防止構造ば、そういうものについての説明はあったんですが、
0:19:47	今回はそれらの記載が省かれておりますので、6次を合わせた記載にするようにお願いします。
0:19:56	以上です。
0:20:03	はい。
0:20:04	三菱原子燃料シラカワです。
0:20:06	コメント承知いたしました。書面で回答させていただきます。



0:20:14	はい。原子力規制庁ナガイです。今の
0:20:22	事実確認事項の最初三つ後最初の点ですね燃料棒構内運搬車については後程んで別は支店ってというか、移動範囲との関係で、事実確認を行いますので、その点も踏まえて、
0:20:38	対応していただければと思います。よろしくお願いします。
0:20:43	それでは引き続きまして、原子力規制庁ナガイですが引き続きまして臨界の関係で3. 梅一部不明な点がありましたので、事実確認をさせていただきたいと思います。最初に申請書の3000 飛んで95 番。
0:21:02	からですねこの3 点とも複数ユニットの臨界計算の内容に関するものです。1 点目は3095 ページの臨界計算番号一番の3 ポツの計算結果、
0:21:20	Sで結果を見ますと、NPC型の容器モデルのですね横軸に空間水密度があるんですけども、そのですね、
0:21:37	どうすん。
0:21:38	0.3g/立方センチメートル付近で、その2 度目のピークが表れておりますんで、これがどうして表れてるのかっていう理由と、それそこをどのように評価したのかを
0:21:55	記載して説明をするようにしてください。
0:22:00	それから2 点目です。3110 ページの臨界計算番号の5 番。
0:22:07	になります。これは第3 核燃料倉庫(1)流域内の複数ユニットの評価をジャック数行とシステムにより実施したとの説明をしておりますんで、
0:22:22	一方ですね加工事業変更許可申請書の添5-16 を見ますと、第3 核燃料倉庫(1)両位置内の複数ユニット等は臨界検層ん治山コードの経営の方ですかね。
0:22:40	でにより評価すると、説明をしております。この点について、本申請で使用した計算コードとですね、許可に記載した計算コードとの関係であるとか、そういった点でジャックスコードを使用した理由等ですね。
0:22:59	説明をしてください。
0:23:02	それから、3100 同じく三つ目です3110 ページの臨界計算番号の5 番でTNF-XIという荷重位置型の容器について、
0:23:16	のですね臨界計算結果
0:23:20	が示されておりませんで、これは
0:23:26	保守示されておりませんので、結果を示しているようにしてください。それから臨界計算を行わない場合はですね、その理由を記載して説明をするようにしてください。この検査結果ですが3 ポツのところですね。
0:23:44	エヌ・ピー・シー型の容器モデル、

0:23:51	うんですね、時空間の水密度、
0:23:55	になります、0.3g/cm <sup>3</sup> 付近
0:24:05	の計算結果は示されていないという説明してください。
0:24:13	以上 3 点については後日書面で回答をしてください。
0:24:23	ナガイの方から以上です。
0:24:26	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知しました。後日、書面で回答とさせていただきます。
0:24:51	引き続きましてタナベの方から溢水について 2 点ほど確認させていただきたいと思います。
0:25:02	まずですねページで言うと 2840 ページ、設計の番号で言いますと 12-1 の兼六と言われているものでして、こちら技術基準の説明の中でして、火災防護対象設備括弧電気設備については没水許容高さよりも高い位置に設置するというふうに記載。
0:25:22	されてございます。今回対象となってくるのは第 3 核燃料倉庫だけになるという理解ですか。この第 3 核燃料倉庫の中にはここで記載されている火災防護対象設備があってそれが許容高さよりも高い位置に設置されているんでしょうかまた対象機器が存在しますかという確認でございます。
0:25:42	これについてはですね存在するのかどうかというところを後日書面で回答いただければと思います。
0:25:50	続きまして、
0:25:52	ページで言いますと 2246 ページ図り制-3 ですね。
0:25:59	こちらあの第 1 廃棄物処理所で漏水検知時にですね水道水の遮断弁(自動)がですね作動するインターロックとなっております。ただですねこちら 6 次設工認申請のほうを確認しますと、
0:26:15	6 次ですねページ 5294 ページのですね、添説建 8-4 図のほうだと、こちらの第 1 廃棄物処理場の中だと工業用水を用いるというふうに図示されてございます。今回ですね水道水で前回の 6 次だと工業用水ということで、
0:26:35	不整合が生じておりますので、溢水発生時にですね溢水源からの供給を停止するインターロックないように設計するようにお願いいたします。ちょっとこれは単純に記載が間違ってるのか水道水の遮断弁をとめると工業用水がとまるようになっているのか、
0:26:54	正しいのかそれとも記載の修正が必要なのかというところだけちょっと回答いただけますでしょうか。
0:27:17	三菱原子燃料のフクチです。ただいまのご質問でこちらのほうで記載が間違っておりましたので、記載のほうを適正化させていただきます。

0:27:34	はい。規制庁タナベです。承知いたしました。これ毎度の話なんですけども先行申請のですね設工認とかでこういう該当するものがありますので、こういったものはですね先行申請との設計上の不整合が生じないように
0:27:54	ここだけではなくてほかの箇所についても同様に水平展開して確認をするようにお願いいたします。タナベからは以上でございます。
0:28:07	三菱原子燃料のフクチです。承知いたしました。申し訳ございませんでした。
0:28:19	原子力規制庁ナガイです。今タナベの方から第1廃棄物処理場の件で、
0:28:29	連絡したと思いますが、溢水関係で、引き続きですね、2.3のお伝えしますので全くあの事象としては同じですので、簡単に申し上げますけれども、2247ページの
0:28:45	図イ制-3ですねこれ15-14分の13。
0:28:51	ページですっていうか地盤が14分の13です。これの第2廃棄物処理場の漏水検知GIにですね、工業用水の遮断弁が作動するインターロックとなっておりますが、6次設工認の
0:29:08	申請書の5294ページの、設件8-4図を確認すると、第2廃棄物処理場では水道水を用いることが示されており不整合が生じておりますので溢水発生時に、
0:29:23	未溢水源からの供給を
0:29:26	きちんと停止するというインターロックとなるように設計するようにしてください。それから次ですけども、これも不整合溢水関係の整合が確認されていますんで、今回の申請書の2240
0:29:42	3ページ、それから2244ページの図理性-3-14分の9と10、
0:29:51	二つの図面で加工棟成型工場で漏水検知時に水道水の遮断弁が自動ですけども、これと工業用水の遮断弁の自動が作動するインターロックとなっておりますけれども、
0:30:08	冷却水ポンプについては記載されておられません。こちらのほうは第2次設工認申請書の添1-256ページのですね、建設表6-2では空調用水も、溢水減になって、
0:30:25	どのような説明をしておりますして不整合が生じています。この点についても、その溢水発生時にですね、溢水弁からの供給を停止するインターロックとなるように設計をするようにしてください。あの不整合が生じていますので、
0:30:43	もしかすると2次のときの説明のほうがおかしいということもあるかもしれませんが、いずれにしても、いづれにしても、今、我々ので少し確認して3点、検出されてますので、

0:30:58	水平展開の方をお願いしたいと思いますねこれは 3457 ページで溢水高さの妥当性の確認結果についてですねこれ最終の申請書でということで資料の 9 が、
0:31:18	申請書に添付されていますけれども、この中では溢水の高さしか最終確認しておりませんけれども、今お伝えした 3 点のようにですねインターロックの設計と先行申請した。
0:31:33	溢水源の説明で不整合が確認されておりますので、設備がですね、きちんといたしきちっとした通りに作動する設計となっているか、再確認をしていただいてその確認範囲であるとか、確認方法を
0:31:50	ちょっと確認した資料ですね、確認結果を説明するようにしてください。
0:31:57	これは後日面談で
0:32:02	回答するようにしてください。ちょっとしたその添付説明書のほうが少し違うと言うだけなら、まだそういう結果もあろうかと思えますけれども、
0:32:17	今回認可申請をしているインターロックの作動たんである弁がそもそも間違っていましたというようなことがあればですね、いざという時にきちんと作動しませんので、そういう場合には当然補正も必要になるケースもありますし、
0:32:36	状況によってですね、
0:32:41	補正当然補正もしていただくし、最終確認ということで、添付資料の 9 とかですねその他定期的と典参考の申請書の最終確認の中で、今回の確認結果
0:32:57	今お伝えした確認結果も反映するような形で
0:33:04	補正をしていただく必要があることもありますので、きちんと見ていただいて、特に溢水だけでなくインターロックについては、先行申請してすでに認可を受けたものについてもいろいろ分割して申請しておりますので、
0:33:20	検出端から作動端までがきちんと意図した動作をするかということで防護対象が防護対策ですね、の設備としての作動を
0:33:35	遮断弁であるとか、これが意図した通りに動く設計になっているかということをもう一度確認するようにして、後日書面で回答するようにしてください溢水関係は以上になります。
0:33:56	三菱原子燃料シラカワです。コメントいたしました御書面で回答させていただきます。
0:34:04	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、その他といいますか
0:34:11	構内の運搬容器について運搬用の運搬台車ですね、運搬、
0:34:18	容器もありますけれども、それぞれに関する事実確認になりますので申請書のほうでは 9934 ページの粉末容器への構内運搬車。
0:34:34	これは安全機能版を 543 番、それから 944 ページのペレット構内運搬容器、これは 500 安全機能版を 578 番、その他台車等ありますけれども、

0:34:49	これらの構内の運搬台車の移動範囲についてはですね、認可を受けようとする移動範囲として、図へ配の 5 というので 1914 ページでですね。
0:35:05	屋外の各建物の入口までの色をしか記載されておりませんで、添付する書類の 2909 ページ償還 2910 ページで、
0:35:21	説明している建物内の内部でも使用する場合にはですね、建物内の移動範囲についても明確にするようにしてください。建物内特にですねその際に注意していただきたい点として、建物の中で、
0:35:39	非密封の核燃料物質ですね、これは運搬台車というよれ容器に密封して閉じ込めを確保してた運ぶものについてはですね、第 1 種管理区域内で取り扱うことが、
0:35:56	できるように移動範囲もですね、よく考えて認可を受けるようにしてください、それから各建物内の運搬台車の移動についてはねえ。
0:36:10	どこら臨界計算コードにより安全であることを評価して評価結果を基本方針書に記載して説明をするようにしてください。
0:36:21	それから運搬台車の仕様表に記載する設計仕様として各建物内の移動範囲のですね、
0:36:32	環境条件や設計基準事故等を想定して求められる安全機能
0:36:38	を満足してその適合性を添付書類に記載して説明するようにしてください。設計しようとして、
0:36:50	該当しない場合にはその旨記載していただきまして説明をするようにしてください。
0:37:02	運搬台車については以上になりますけれども、今回ですね、申請書の
0:37:11	添付書類の 2909 ページ、
0:37:15	10 ページですね、非常にわかりやすい図を
0:37:23	内の運搬んですね、この図をつけていただいています。
0:37:30	特にウランの粉末の入出かとかですね、それから構内の半数については、この図を参考にしているいろいろ見ていくとよくわかるようになっておりますけれども、
0:37:46	いわゆるどこで積みかえるのかっていう観点。
0:37:50	もうあわせて
0:37:54	認可の範囲、要するに、台車の移動範囲としてわかるようにしていただくということですので、全市Ⅱだけにしか入りませんということであれば、最初ですね、構内の移動。

0:38:10	を記載したですね、図閉範囲の 5 の中に少し書き込む程度で済む場合もあると思いますけれども、工場の中までもし運搬台車を入れるのであれば、きちんとそここのところは、
0:38:26	移動範囲を明示して、その範囲では臨界状をも安全である市その他の環境条件でも安全に核燃料を運搬できるということを説明するようにしてください。
0:38:41	以上の点については後日書面で回答をお願いします。
0:38:49	はい。
0:38:50	三菱原子燃料シラカワです。書面で回答させていただきます。
0:38:58	はい、原子力規制庁のナガイです。引き続きまして、
0:39:03	どうも全般に関わることなんですけれども、1651 ページから 1657 ページのですね、申請対象の非常用設備、
0:39:19	についての記載があるんですけれども、これは同一の安全機能の番号に係るですね、設備機器が、
0:39:29	やっぱり分割した仕様表で、今現状申請されておりますんで、これは安全機能番号は同一のですね。うん非常用設備に係る機能性の
0:39:44	ですね、これは例えば非常用電源設備にあってあるとか、通信連絡設備Aなどですねに係る安全機能ですけれども、これらについては可能な限り先行申請した。
0:39:59	位置・構造・強度に係るその仕様表にまとめて記載をして申請をするようにしてください。
0:40:08	例に合わせてですね、現状 83 ページから 86 ページの申請対象の設備機器のところにも同様な記載の申請対象として、同じ安全機能番号持ったものが分割して記載されているんですけれども、
0:40:28	その機能性能も踏まえてですね、仕様表と同様な整合がとれるような形での修正をするようにしてください。
0:40:38	ちょっと本質で非常用設備関係の不明な点といいますか、事実確認は以上になります。
0:40:49	で、この点は後日書面で回答いただくと同時に、
0:40:55	適切にですね、必要があれば補正をしていただくということでの対応するようになっています。
0:41:07	三菱原子燃料シラカワです。う書面での回答を承知いたしました。
0:41:14	対応させていただきます。
0:41:20	はい、アリタです。じゃ次、私のほうから、細かい誤記が 2 点ほど。

0:41:29	見つけましたので伝えておきます。す一つ目、2063 ページの図面なんですけどここに 6 期って記載があります。この聞いて字なんですけど、これ図面だ、とてきへんの方の人になってるんですよこれ仕様表となっていくとこれ、
0:41:46	器の方の沖だと思うんでそこを統一するのをお願いします。もう一つ、3414 と 3415 ページ、今後の参考資料としてつけてもらってるところですけど、ここで引用している申請書のページ数なんですけどこれ。
0:42:03	補正も一番初めのページ数になってるかと思えます。今回そのままもう 1 回補正する流れになってますので、このページ進む第 2 回補正におけるページ番号に合わせた上で補正をお願いします。以上です。
0:42:22	はい。
0:42:24	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知いたしました。
0:42:28	後日書面で回答させていただきます。
0:42:32	原子力規制庁のナガイです。ここからはですね、
0:42:39	どうもちょっといろんな臨界であるとか、耐震関係、それから、搬送設備いろいろ要求事項にまけてですね、7 点ほど申請書のページ数に従って気づいた点も含めて、
0:42:56	お伝えしたいと思えます。
0:42:59	一つ目ですが 841 ページの表閉圏の 1-1 でこれ第 3 核燃料倉庫の仕様表の臨界防止のところの記載なんですけど、4.2 件位置の設計番号で、
0:43:15	認可を受けようとする臨界隔離壁の仕様
0:43:18	がですね、添付書類の
0:43:25	引用しているんですけども、認可を受けようとする設計仕様の材料とか強度については本文中に記載するようにしてください。図面を引用するので必要があれば、図面を本文中の図面を
0:43:41	引用するようにしてください。この記載はですね、他の建物と若干記載が異なっておりますので、そういう点も含めて、よくそのどういうところにどういう情報を書くのかということをよく整理して、
0:43:59	対応するようにしてください。
0:44:02	同じく 8
0:44:04	じゃあ、ページ数がちょっとすいません、どうなってますが、次がですね表へんの節の 15 になります。
0:44:15	で、これがですね、ページ数で言いますと、すみませんちょっと書いてなかったんですけど、

0:44:28	取り合いでお伝えします、ページ数は後程お伝えします。これ表へんの節の15でペレット構内運搬容器の仕様表の臨界防止についてです。これは4.2の切にで
0:44:45	等ですね、本来本番容器の建物内部での移動制限について、ちょっと先ほどお伝えしたのとダブってしまいますけれども、再度お伝えしますので、その移動範囲をですね、図面で明確にしてくださいということです。
0:45:04	建物内部の移動全室のみで制限する場合には、この図へ範囲の5、1914ページなどにも工夫して記載するようにしてくださいということです。あと内部での使用する場合の
0:45:24	にはですね、求められる安全機能に対して安全に核燃料を運搬できるということを説明をするようにしてください。
0:45:35	他の運搬台車についても同様の内容ですね、構内の運搬台車についても、その他工場の中で、の移動にも、
0:45:47	使うものについては同様の対応を質量にしてください。
0:45:51	3点目です。1870ページの図でEC-6のですね、凡例で各記号の意味を本文中の表とリンクした形で記載しておりますが、
0:46:07	現状見た範囲で特に何が個別に不明な点があるということではないんですが、本当ところがですね先ほどのコメントといいますか、事実確認でいくつか修正が今後入ってきたりする場合もあると思いますので、
0:46:24	そういう形でですね、本文を直したりしたら図面とかですね、関連する箇所もあわせて整合のとれた形で対応するようになって、
0:46:39	確認再確認をしつつようにしてください。それから1935ページの図併設の9-6分の5。
0:46:49	です。これはスクラップ貯蔵だなあの粉末用のRI蓋の詳細図があるんですけども、ここはまず確認っていうか、その運用の方法がピークよくわからなかったのだから確認なんですけど、
0:47:05	リフトに搭載しているそのパレットあるんですけど、このパレットはスクラップ貯蔵何で使用するパレットと同じものなんでしょうかということ。それから二つ目の確認としてはリフトだから貯蔵だ内の移動はどのように、
0:47:23	行うのかということです。これはパレット単位なのか容器良い事なのかということです、その上でですね、3点ほど事実確認をしたいと思うんですが、このリフトの搭載時の
0:47:38	容器の落下防止構造の設計についてですね、仕様表とか図面でわかるように、規制記載していただきたい。
0:47:47	ということです。特にHH矢視とかですね要件周りの2点鎖線のようになんかベルトで固定するようにも見えるんですけども、特に記載が来ませんので、



0:48:02	そのように、落下防止構造の設計をしているのかわかるようにしてください。
0:48:09	それからリフトについては、商工時の荷重を受け持つ機構といいますかね主要な構成部部位。
0:48:19	が全く記載されていないので、どまりリッターですから、
0:48:27	どうぞ。
0:48:28	なんつうかねモーターであるとか
0:48:32	チェーンであるとか構造がですね。
0:48:35	わかるように記載をまずするようにしてください。その上で、その搬送能力の観点からですね、当然停電時保持機能も記載があるんですが、がその機能が受け持つすべての荷重、
0:48:52	についてですね、ウラン容器であるとかパレット等の構成部品とかあと図を見ると、脚部と言ってもらった分電気設備だと思いますが、それから
0:49:07	人間が乗る場所もあるようにも見えますので、これらの内訳をまず明確にして3376 ページの店舗設置設 7-1 の表の中に、
0:49:24	記載するようにしてください。その上でですね、定格荷重、これは、
0:49:32	言っているのかな。そこに
0:49:37	各リフトの定格荷重がありますけれども、それに対して、それらのすべての荷重まあそのに対して搬送能力があるということを説明をするようにしてください。この定格荷重の書き方がですね。
0:49:53	ウラン料金とその中に入っている欄の荷重だけを書いているのか、もしくはその構成部品も全部足すとですね、多分低角勘定は回るんじゃないかと思えますので、本店よく確認してですね。
0:50:08	図面のほうと構造と調和のとれたというか整合した形で記載をするようにしてください。
0:50:18	それから、
0:50:22	五つ目になります。これは 2620 ページの表 4-1-16、これは原料貯蔵所の仕様表、刈り取り表と言っているものですが、主な記載でですね。
0:50:38	7次申請の欄で、下から二つ目のところに原料貯蔵所領域と、それから、本来ならそのシリンダー貯蔵所領域との必要離隔距離を記載するんだと今思いますがけれどもそこにちょっと誤記
0:50:55	提言 0 貯蔵所領域同士の中に必要離隔票で良いの記載がありますのでこれはよく再確認するようにしてください。時修正と
0:51:08	正確にですね、記載するようにしてください。

0:51:11	それから 2800 六つ目です。2889 ページの表 3 ですが、これも屋外消火栓設備の消火栓ポンプの設工認対象を記載する欄が記載されていないんですが、
0:51:29	の補正の今回の補正ですね、申請対象になってますので、第7次で申請しているということを記載するようにしてください。
0:51:39	それから 2923 ページです。臨界領域の
0:51:46	相互干渉について、第2次申請第4次申請すれば第6次申請で説明してますというような説明があるんですが、ちょっとこれは今まだ確認ができていないんですけど。
0:52:02	このページで
0:52:08	説明をしているのかというところは
0:52:12	別途連絡をするようにしてください。
0:52:16	建物の
0:52:19	これはどういう趣旨で確認しているかという、特に建物臨界領域の相互干渉については、これまでも書いてあるんですけど、部分もあるんですが、今回かなり
0:52:35	申請回数が進むにつれて記載が大分その辺変わってきたりしていますんで、過去に記載して、説明はしているものの、今回認可申請対象と
0:52:51	するものについてはですね、その適合性の説明については、今回の申請書で明確にするようにしていただきたいと思います。これもちょっと状況次第によりますけれども、
0:53:09	認可対象については、添付の説明書でその適合性を御説明をするようにしてください。
0:53:16	以上 7 点については後日書面で回答していただいて、補正が必要な場合は補正に反映するようにしてください。
0:53:26	私の方は以上です。
0:53:30	はい。
0:53:31	三菱原子燃料シラカワです。
0:53:33	コメント承知いたしました。後日回答させていただきます。
0:53:37	はい。
0:53:40	原子力規制庁のナガイです。最初にですね、アリタの後の確認がありましたけれども、本日の面談。
0:53:50	資料なんですけど、
0:53:53	msR-21-32 として、今回の補正にですね、またこれまでのコメント等の対応箇所のページ数とかですね、図面の

0:54:09	等の名称書いている部分の資料があわせて提出されていますので我々のほうでもこれで対応ができていますということで今日さらっとした以外については、今のところ特に何か新たな
0:54:28	確認事項は検出されていませんけれども、この回答の中で幾つかですね、ページ数が異なって記載されているのがあります。例えばその 3042 番。
0:54:42	やはりとか 3024 番。
0:54:46	すいません、チームの中の図
0:54:50	ちょっと各種
0:54:59	すみません 3024 番ですね、3024 番の図り非-5-2
0:55:05	いう記載があるんですけども、これは関連のない図面の番号が記載されて、
0:55:13	いますがそういうものが複数ございます。ですね、ここは申請書の修正部分の図表の名称であるとか番号ページ数と貯蔵架台をですね第 1 回の補正申請と整合した。
0:55:30	記載として再提出をするようにしてください。取りまとめ確認できているのは 3026 番とか 3030 番 3034 番、その他、
0:55:42	ちょっと細くなるんですけども、回答していただいた内容が探し探しながら確認していたんですけども、やっぱり幾つかそういう違いがあって現状まだ幾つか引き当てができてなくて多分これだろうということで、
0:56:00	見てる部分もありますので、
0:56:04	正確な記載に努めるようにして、後日、
0:56:08	これについてはですね、ホームページ掲載資料になりますので、正確な資料を掲載しますので、再提出をするようにしてください。私のほうからは以上になります。
0:56:25	三菱原子燃料クサマです。提出しました資料に不備ございまして大変申し訳ございませんでした。中身を確認しましてですね、改めて再提出させていただきたいと思います。以上です。
0:56:38	はい、原子力規制庁のナガイです。1 点ちょっと追加させ追加といいますか先ほどのですね、7 点申し上げました夏の二つ目で表へ設の 15 のページ数をお伝え
0:56:55	しておりませんでしたけれども、これはペレット構内運搬容器ということで、旧申請書の 944 ページについてのコメントを持ってますか事実確認事項に
0:57:10	なってますので、それも踏まえて確認をするようにしてください。以上です。
0:57:37	三菱原子燃料シラカワです。承知いたしました。
0:58:12	原子力規制庁専門検査部門のシミズでございます。

0:58:18	1点ですね、前のコメントについての回答に対する件でちょっと指摘あるんですけども。
0:58:32	前のコメントナンバー3121、
0:58:43	これは
0:58:44	設備・機器の検査方法として、申請時では1732ページ、今補正されたものと言うと1770ページに関するものでございます。
0:59:00	警報に関する検査では警報のトリガーとなる計器の校正が健全なことを盛り込むことをとして、
0:59:36	このときですね、計器の校正が健全であることってということだけで話をしてるんですけども、もう1点ちょっと話がありまして、
0:59:50	その検査の方法で見ると、
0:59:54	検査方法として設定値を実信号又は模擬信号を入力して確認する。で、判定基準は、警報設定信号を与えた際に警報が吹鳴することってということで、
1:00:11	警報が鳴るということだけが検査の対象となっております。
1:00:17	で、
1:00:18	ところが
1:00:21	技術基準を見ますと、
1:00:25	18条になりますが、確実に検知して速やかに警報する設備が設けられてなければならないということで、
1:00:34	この検知をする部分を検査が入っていないので、その警報だけではなくですね検知する部分も含めた検査を実施するような形にしていきたいということで、この1点でございます。
1:00:52	以上です。
1:01:10	三菱原子燃料クサマです。今シミズさんから御指摘いただければという点につきましては確認して後日書面で回答させていただきます。
1:01:19	専門検査部門シミズです。よろしくお願いいたします。
1:01:33	アリタです。他、何かございますでしょうか。
1:01:42	規制庁ナガイです。特にありません。
1:01:47	規制庁アリタです。うちの方からの事実確認は以上になります。MNFの方から何か追加でコメントとか質問とかありますでしょうか。
1:02:05	三菱原子燃料のクサマです。三菱原子燃料サイドも特に御指摘いただいた件に対する確認事項はございません。以上です。規制庁アリタです。了解しました。では、これで本日の面談を終了したいと思います。お疲れ様でした。